

山梨県公報

第二百二十二号

令和三年

九月十三日

月 曜 日

目次

- 道路の区域変更(二件)……………四六九
○建築基準法に基づく道路位置指定……………四六九
公 告
○土地改良区役員の退任及び就任……………四七〇
○公共測量の終了……………四七二
その他
○山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する告示……………四七二

告 示

山梨県告示第二百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和三年十月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年九月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四百十一号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番一地从先から	旧	二二・七	二五・七
	新		一一三・一

北都留郡丹波山村字大常木一四四六番一地从先まで

新

二二・七
四九・五

一一三・一

山梨県告示第二百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和三年十月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年九月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 都留道志線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
都留市大野字西指三四一三番一地从先から	旧	一〇・一	二八・二
都留市大野字西指三四一四番一地从先まで	新	一〇・一 一六・四	二八・二

山梨県告示第二百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和三年九月三日
- 指定道路の位置 都留市桂町千百九十五番四

- 三 指定道路の幅員 最大六・一二メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 五十五・九九メートル

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、明野茅ヶ岳土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 令和三年九月十三日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	清水岩男	北杜市明野町下神取千四百六十番地二	令和二年八月十七日
同	福田紘	北杜市明野町上手八千六百三十番地	同
同	三井金彦	北杜市明野町上手四千百八十九番地	同
同	馬場君忠	北杜市明野町上手三千百八番地	同
同	仲村力	北杜市明野町小笠原三千九百七十七番地	同
同	萩原一義	北杜市明野町小笠原千三百二十四番地	同
同	清水正寛	北杜市明野町上手二千三百四十二番地	同

同	丸茂幸夫	北杜市明野町上手五千六百六番地十	同
同	大柴栄俊	北杜市明野町上手九千八百四十四番地	同
同	保坂幸永	北杜市明野町浅尾新田三千六百二十四番地	同
同	篠原正一	北杜市明野町浅尾新田四千九十九番地	同
同	清水政治	北杜市明野町浅尾五百番地	同
同	入戸野和義	北杜市明野町浅尾七百六十五番地	同
同	深澤修一	北杜市明野町浅尾二千四番地	同
同	内藤正	北杜市須玉町大蔵五百九番地	同
同	雨宮正行	北杜市須玉町大豆生田千七百七十三番地	同
同	雨宮智博	北杜市明野町浅尾五千二百五十九番地千二十八	同
同	五十嵐博司	北杜市明野町浅尾五千二百五十九番地百二	同
同	小林誠次	北杜市須玉町大豆生田千九百九十三番地	同
同	新井修	北杜市明野町上手二千三百二十	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	理事	役職名
清水正寛	小清水淳	藤原忠晴	馬場君忠	三井金彦	福田紘	清水岩男	氏名
北杜市明野町上手二千三百四十	北杜市明野町小笠原三千三百九十四番地八百八十九	北杜市明野町小笠原四千三百三十八番地	北杜市明野町上手三千百八番地	北杜市明野町上手四千百八十九番地	北杜市明野町上手八千六百三十番地	北杜市明野町下神取千四百六十番地二	住所
同	同	同	同	同	同	令和二年八月十八日	就任年月日

同	同	監事	
八代忠夫	貝瀬勇	大柴正人	
北杜市明野町上手千八百八十番地	北杜市明野町浅尾五千二百五十九番地	北杜市明野町上手九千九百五番地	九番地
同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
清水政治	萩原武一	雨宮正行	櫻井八州彦	雨宮智博	清水政英	深澤成人	篠原大	三井光男	五味良一	五味正博	
北杜市明野町浅尾五百番地	北杜市明野町小笠原三千三百九番地	北杜市須玉町大豆生田千七百七十三番地	北杜市須玉町藤田千四百七十番地一	北杜市明野町浅尾五千二百五十九番地千二十八	北杜市明野町浅尾二千二百十六番地	北杜市明野町浅尾千五百二十番地一	北杜市明野町浅尾六百九十九番地	北杜市明野町浅尾新田三千六百二十九番地一	北杜市明野町上手一万二百一十一番地	北杜市明野町上手九千五百二番地	二番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	内藤茂雄	北杜市須玉町藤田千四百八十三番地一	同
同	福田良樹	北杜市明野町上手三千四百三番地	同
監事	上野敏弘	北杜市明野町上手千九百七十五番地	同
同	清水勝	北杜市明野町下神取百三十八番地	同
同	宮沢俊作	北杜市明野町上手九百二十九番地	同

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（数値地形測量）
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町和田地内
- 三 測量の期間 令和三年一月十九日から令和三年七月三十日まで

その他

山梨県内水面漁場管理委員会告示第二号

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和三年九月十三日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する告示

山梨県内水面漁場管理委員会事務規程（平成十八年山梨県内水面漁場管理委員会告示第一一一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「出席委員」の下に「及び出席職員」を加え、同条第五号中「重要な」を「必要な」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 議事録の公表は、県ホームページに掲載する方法により行うものとする。

第十四条第一項中「山梨県農政部長」を「山梨県農政部長」に改め、同条第三項中「花き農水産課長」を「食糧花き水産課長」に、「花き農水産課長補佐」を「食糧花き水産課長補佐」に、「花き農水産課職員」を「食糧花き水産課職員」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和三年七月二十七日から適用する。